

第 3 2 回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要

1 . 委員の出欠

上谷委員、神田委員、長野委員が欠席。

2 . 概要

< 議題 1 について >

開催要領（資料 1）に基づき、田島委員（実践女子大学教授）を座長に選出。

岸委員（北海道大学教授）を座長代理に指名。

< 議題 2 について >

事務局より資料について説明。

座長（田島）：ただ今の説明について質問、意見をいただきたい。例えば「検討項目 2：割合表示」については、25 粒法で DNA 鑑定を行うとすると 1 粒異品種が混入していれば 4 % となり、100 % にならない。DNA 鑑定を取り入れてしまうと、最初から 100 % 表示は無理になってしまう場合が想定される。

ヒアリングの結果でも 100 % に拘わるという意見や、100 % と書いてあっても 100 % では無いのは理解している等の意見もある。統一された考え方があるわけではなく、難しい課題と認識。

門間委員：そもそも米を議題として挙げたのもそうだが、他の生鮮は品種の記載までは義務ではない。米だけが義務になっていることが問題なのか。

事務局（足立）：米の表示については、表示があったためにそうなったということもあるが、どこで採れたのか、どんな品種なのかということで、例えば魚沼産コシヒカリというと普通の県で採れたものの 2 倍程度の価格で取引されるなど、ある意味、産地と品種のセットに基づいて消費者の方も購買行動される。それを逆から見れば、門

間委員が発言されたように、品種まで書くことが義務となっていることからくる問題点であるとも言える。

座長：他に意見はないか。次回は、このヒアリング結果を基に、事務局で改正案等を提示する運びになるのか。

事務局（足立）：改正案の提示に一気にいくには無理があると考えており、今回のヒアリングや消費者モニターのアンケート等を取りまとめて、そのようなところから抽出される論点を整理して、いくつかの選択肢が目に見えるような資料をご用意してご議論していただきたいと考えている。

松岡委員：単一銘柄米という表記をすることは、消費者の中で馴染んでいくのだろうか。消費者は、これまで100%表示で馴染んできているため、現実的にはどうなのだろうか。

門間委員：米の場合、品種まで書くとなると、加工食品品質表示基準において特色のある原材料は割合を書くことになっていることとの整合性を保つためには、単一銘柄米等、何かしら書かなくては、そのままではおかしくなるだろう。

座長：もう少し整理して、改正の方向が出してもらえれば議論になるだろう。

< 議題3 について >

事務局より資料について説明。

座長：安全性に関しては、食品安全委員会にて議論されるところであり、ここでは表示について改正されること確認するものである。

特に意見が無いため、共同会議として、農林水産省農林物資規格調査会総会に「改正案のように「高リシンとうもろこし及びその加工品」を表示対象とするよう進めていただくことが望ましい」と報告させていただく。

< 議題 4 について >

事務局より資料について説明。

座長：追加することについては、前回の食品の表示に関する共同会議で決定したところであり、特に意見が無いようなので、原案通り承認し、共同会議として、農林水産省農林物資規格調査会総会に「改正案のように「緑茶飲料」と「あげ落花生」を義務表示対象とするよう進めていただくことが望ましい」と報告させていただく。

< 議題 5 について >

事務局より資料について説明。参考人 2 名（海老澤医師、宇理須教授）より改正の背景などについて資料に基づき説明。

坪野委員：資料 5 - 4 の 2 ページの 4 枚目の表示対象品目という制度のことを若干教えていただきたい。表示を奨励する特定原材料として、理由として過去に一定の頻度で発症件数が報告されたものがあるが、報告というのと一定の頻度というのは、具体的に何を指しているのか。

海老澤参考人：平成 10 年と平成 11 年に一番最初の、当時は厚生省食物アレルギー対策検討委員会というのがあり、そこでの全国調査の頻度に基づいて、一番最初の食品表示がスタートした。

そのときに、健康被害が 4 症例以上認められたものに関して、表示をしていこうということで、24 品目を選定した。その 24 品目のうちの 5 品目を義務表示化するということに関して検討をしたのが、私が主任研究者を務めていた厚生科学研究班であり、義務表示 5 品目、奨励を 19 品目という形に決めたのが一番最初。

坪野委員：つまり一定の頻度というのは、件数ということか。

宇理須参考人：そのとおり、健康被害の件数のこと。

坪野委員：表示義務を課す場合の理由が何になるのか。発症件数か、それとも症状の重篤度か。

海老澤参考人 発症件数からいうと、先ほど私が出したデータでいうと、エビとカニを合わせると、事務局の御説明からのとおり、ランクでいうと、6番目になる。エビ、カニというものでセットでまとめますと、全症例の約4.3%ぐらいになる。それは平成13年、14年の調査、また今回の17年の先ほどお示しした調査において、明らかになっている。つまり、エビ単品、カニ単品という形でごらんにならないで、エビ、カニと合わせた場合のパーセンテージをいうと、6番目になることで、説明がつくと考える。

なおかつ、先ほど私が出したところでも、アナフィラキシーを起こす原因抗原でいうと、重篤な症状を引き起こすということで、現在そばとピーナッツが挙げられているが、それと同様にやはりエビ、カニというものをセットにすると、それに匹敵する程度の症例があるということ。

そして、最終的に私が最も考慮しなければいけないなと思っているのは、要するに、加工食品として、エビ、カニが含まれるものが実際に誤食とかそういうケースで認められていることも大きいのかなと思う。だから、理由をもし書けと言われて、1つと言われれば、頻度が多いからということで、エビ、カニにしたらいいいのかなと思う。

阿久澤委員 発症件数の件で、こういうふうに見ていきますと、ウェイトिंगリストにずっとある。そうすると、それがどの件数に達すると載せるというような、そういった線もあるのか。

つまり義務化へつながる線引きがあるのかどうかをお聞きしたい。

事務局(松岡) どの辺りまでリストのなかで順位が上がれば、やるべきなのかというところのコンセンサスはまだないと我々は考えているが、今回のエビ・カニは、以前より優先順位の中ではトップに位置づけられているところ。

門間委員 エビ、カニの小さい個体は混獲などにより、必ずコンタミが起こる。一体どこでの範囲を表示対象にするかというのは、今後、

十分考えていただかないと、いけない。

というのは、エビ類の幼生というのは、基本的に魚の餌ですから、検出した場合に表示しないといけないということになれば、アレルギー患者さんは魚介類が全部食べられなくなるようなことになりかねない。加工食品、それもエビ、カニを使用したものに、表示のテクニックとしては、その問題を避けることはできないと思いますので、十分留意していただきたいと思っている。

また、検知キットについては、もう少し精度を高めて、使い勝手のいいようにしていただきたい。ぎりぎりまで待ちたいと思うので、開発についても留意していただきたい

事務局（松岡） 発言の趣旨、了解した。出来るだけ意向に沿うよう努力する。

座長代理：以上の議論より、基本的には最近の技術的な検討の状況を踏まえれば、本会議はエビ、カニのアレルギー表示を義務づけることについては賛成する。一方で、できるだけ早い期間にエビ・カニが加工食品に使用された場合についての、アレルギー表示のやり方をより具体的に示してほしいということ、検知キットの精度を高めることを、できるだけ急いでほしいということはこの委員会の意見としてあったということを明確にした上で、本日の共同会議として、厚生労働省医薬食品衛生審議会表示部会に改正案のように、エビ、カニを表示対象とする方向で進めていただくことが望ましいと報告する。

３．今後の予定

次回、第３３回食品の表示に関する共同会議は、５～７月に開催の予定。

以上